

会 議 録 (要旨)	
令和元年度 第2回 和光市国民健康保険運営協議会	
開催年月日・招集時刻	令和元年11月8日(金) 13時30分
開催場所	和光市役所 研修室
開会時刻	13時28分
閉会時刻	13時55分
出席委員	事務局
佐々木 好評 清水 善行 鈴木 正敏 和田 百合子 織田 朋久 佐藤 貴映 大友 絹江(会長代理) 小田原 紀慧子 金子 正義(会長) 津川 知子  (10人)	保健福祉部長 大野 孝治 保健福祉部審議監兼健康保険医療課長 川辺 聡 健康保険医療課長補佐 森谷 聡子 国保医療政策担当統括主査 斉藤 寛子 国保医療政策担当主任 大坂 秀樹
欠席委員	傍聴 0人
石山 恒征 菅野 隆 佐々木 淳 原 彰男 山崎 操  (5人)	
備考	会議資料 次第、資料1、資料2
会議録作成者氏名	斉藤 寛子

発言者	会 議 内 容
森谷課長補佐	<p><b>1 開会</b></p> <p>ただいまより、令和元年度第2回国民健康保険運営協議会をはじめます。</p> <p>なお、この協議会の会議については、和光市市民参加条例第12条第4項の規定により、原則公開となっています。</p> <p>また、会議後には、会議録を作成し公開します。その際の記録は要点記録とし、各委員の質問、発言については、委員名を明記した上での議事録とさせていただきますのでご了承ください。</p>
大野部長	<p><b>2 あいさつ</b></p> <p>第2回国民健康保険運営協議会にご参集いただきありがとうございます。</p> <p>鈴木委員及び和田委員におかれましては、長年にわたり国民健康保険運営協議会委員として在職し、国保事業の推進への功績に対し、平成31年度埼玉県国民健康保険団体連合会理事長表彰並びに令和元年度埼玉県国民健康保険関係者功績表彰を受賞されましたことをご報告します。</p> <p>本日は、諮問事項が2件となっております。皆様には忌憚のないご意見をよろしく申し上げます。</p>
金子会長	<p><b>3 諮問</b></p> <p>大野部長より金子会長へ、諮問書を交付</p> <p><b>4 諮問事項</b></p> <p>議事に入る前に、今回の会議の会議録における署名人を指名させていただきます。</p> <p>佐々木好評委員、大友委員の二人をお願いします。</p> <p>それでは、諮問事項1「令和元年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」、事務局より説明願います。</p>
川辺審議監	<p>諮問事項1「令和元年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>予算（第2号）」について、説明します。</p> <p>今回の補正予算は、令和元年度予算現額 66 億 760 万 2 千円に 298 万 1 千円増額し、補正後の予算額を 66 億 1,058 万 3 千円とするものです。</p> <p>歳出については、「款1総務費」について、2種類のシステム改修を予定しており、1つ目は、「総合行政システムオンライン資格確認対応改修業務委託料」です。</p> <p>オンライン資格確認とは、個人単位の被保険者番号と資格情報とを1対1で対応させて、社会保険や国民健康保険などの保険者をまたがって資格情報を一元的に管理し、保険医療機関等の窓口において、マイナンバーカードや保険証を提示することにより、資格情報を確認できる仕組みをいい、国が示すスケジュールでは、令和3年3月頃から医療機関でのマイナンバーカードによる資格情報の確認ができるように進めているものです。今回は、被保険者番号を個人単位化するために、現在の世帯ごとの番号に2桁追加するとともに、県単位の資格管理を行っている国保情報集約システムへその2桁の番号を連携するための改修となっており、委託料として、258万5千円を計上するものです。</p> <p>2つ目は、「総合行政システム外国人被保険者対応改修業務委託料」で、外国人被保険者の診療費等を効率的に把握するため、国保情報集約システムに外国人被保険者の在留資格等の情報を連携するための改修となっており、委託料として、39万6千円を計上するものです。</p> <p>歳入については、「款4国庫支出金」について、先ほど、歳出の方で説明させていただきました、システム改修費に対する国の補助金となっており、「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」は、オンライン資格確認対応システム改修に対する補助となり、「国民健康保険制度関係業務事業費補助金」は、外国人被保険者対応システム改修に対する補助となっています。国の予算の範囲内となりますので、上限の金額が設けられる可能性はありますが、10/10の補助ということで、歳出と同額を計上するものです。</p>
金子会長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。

発言者	会 議 内 容
清水委員	<p>オンライン資格確認の改修というのは、他の自治体においてもしかるべきリミットまでに実施しなければならないものでしょうか。</p> <p>また、改修にかかる費用というのは、その自治体の規模等により異なるものなのでしょうか。</p>
川辺審議監	<p>他の自治体においても実施しなければならない改修となっており、費用は、各自治体によって使用しているシステムが異なりますので、それぞれのシステムに応じた金額となります。</p>
清水委員	<p>システム改修を依頼する業者等の選択は、各自治体に任されているということでしょうか。</p>
川辺審議監	<p>各自治体で、委託する業者を選定することとなっています。</p>
清水委員	<p>補助金の金額というのは、各自治体の規模等によって決まるのでしょうか。</p>
川辺審議監	<p>国の補助金については、各自治体の人口、被保険者数の規模などによって上限が決まってくるということはあると思いますが、国の予算の範囲内において各自治体でシステム改修にかかる費用の100%を補助するものとなっています。</p>
鈴木委員	<p>歳入の国庫支出金については、当初予算では科目設定のみであったものについて、今回新たな補助金が設定されており、この補助金が県を通さずに直接国から市町村へ入ってくるその理由はありますか。</p> <p>今回のシステム改修によって、被保険者及び保険者のメリットとはどのようなものがありますか。</p> <p>また、外国人の被保険者は現在どのぐらいいるのでしょうか。</p>
川辺審議監	<p>平成30年度から県単位になり、財政面について大きく変わっているところですが、この補助金について、国から直接市町村に入っ</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>てくる特別な理由はございません。</p> <p>今回の改修によつてのメリットについては、和光市の国保の資格がない方が国保の保険証で医療機関等にかかってしまうことがあります。医療機関等では、国保の保険証を提示されれば、実際は資格がなかったとしても、和光市の国保へ医療費を請求します。和光市に請求がきた時点で、市は、実際は資格がないので、その分を被保険者の方から返還していただき、被保険者は、改めて正しい保険者へ請求するといった手続きが発生します。しかし、オンライン資格確認が導入されれば、医療機関等にかかった際に、その時点での最新の資格情報が確認できますので、正しい保険者へ医療機関等から請求ができるようになるため、先ほどの正しい保険者へ請求するといった手続きが被保険者、保険者ともに減るといったメリットがあります。</p> <p>外国人被保険者数については、現時点で、1152人で、被保険者全体の約8%となっています。</p>
鈴木委員	<p>国別の被保険者数はどのようになっていますか。</p>
川辺審議監	<p>多いのは中国が567人、ベトナムが約114人、韓国が105人となっています。</p>
清水委員	<p>全体の予算の款項目というのは、決算の時に示されて、補正予算の時には、その該当の部分だけが示されるのでしょうか。</p>
川辺審議監	<p>補正予算は、該当部分のみを示すことになっています。</p>
大野部長	<p>全体の予算については、当初予算の際にも示しており、来年度の当初予算については、次回の2月に開催する運営協議会でお示しさせていただきます。</p>
金子会長	<p>諮問事項について、採決に入ります。</p> <p>諮問事項1「令和元年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>予算（第2号）について」、ご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>（採決）</p> <p>採決の結果、全委員が賛成ということですので、諮問事項については、原案のとおり承認いたします。</p> <p>次に、諮問事項2「和光市国民健康保険税条例の一部改正について」、事務局より説明願います。</p>
川辺審議監	<p>それでは、諮問事項2「和光市国民健康保険税条例の一部改正について」、説明します。</p> <p>今回の改正については、「課税限度額の引き上げ」についてです。地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げる改正が行われていることから、本市においても同様の改正を行うものです。具体的な内容につきましては、医療分を現行の58万円から3万円引き上げ、61万円とし、支援分及び介護分は、据え置きとなります。その結果、合計、93万円から96万円に引き上げるものです。施行期日は、令和2年4月1日となります。</p>
金子会長	<p>説明が終わりましたので、質疑に入ります。</p>
鈴木委員	<p>今回の限度額の改正に伴い、影響を受ける対象世帯数及び調定額はどのくらいでしょうか。</p>
川辺審議監	<p>現時点での試算ではありますが、影響を受ける世帯数は、260世帯、影響を受ける調定額は738万円ほどとなります。</p>
金子会長	<p>諮問事項について、採決に入ります。</p> <p>諮問事項2「和光市国民健康保険税条例の一部改正について」、ご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。</p>

発言者	会 議 内 容
鈴木委員	<p>(採決)</p> <p>採決の結果、全委員が賛成ということですので、諮問事項については、原案のとおり承認いたします。</p> <p>なお、諮問事項の結果については、私から市長に報告します。</p> <p><b>5 その他</b></p> <p>制度改正が行われ、初年度が終了した段階ですが、平成30年度の県単位の決算の状況、税率改正の状況、一人当たり調定額、医療費の状況等について、次回の会議で資料を作成してほしいと思います。</p>
金子会長	<p>作成できましたら、次回の会議にお願いします。</p> <p><b>6 閉会</b></p> <p>以上をもちまして、運営協議会を閉会します。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>